

安全管理規程

(全社共通)

ホッコウ物流株式会社

制定日 2014年10月1日

改定日 2020年3月30日

安全管理規程

目 次

1. 第1章	総 則		
(1) 第1条	目 的	P-1	
(2) 第2条	用語の定義	P-1	
(3) 第3条	適用範囲	P-1	
2. 第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等		
(1) 第4条	輸送の安全に関する基本的な方針	P-1	~ P-2
(2) 第5条	輸送の安全に関する重点施策	P-2	
(3) 第6条	輸送の安全に関する目標	P-2	
(4) 第7条	輸送の安全に関する計画	P-2	
3. 第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制		
(1) 第8条	社長等の責務	P-2	
(2) 第9条	社内組織	P-3	
(3) 第10条	安全統括管理者等の選任及び解任	P-3	
(4) 第11条	安全統括管理者の責務	P-3	~ P-4
(5) 第12条	事業所安全統括管理者の責務	P-4	
(6) 第13条	運行管理者の責務	P-4	
(7) 第14条	整備管理者の責務	P-4	
(8) 第15条	安全推進指導員の責務	P-4	
(9) 第16条	安全推進委員会の役割	P-4	
4. 第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法		
(1) 第17条	輸送の安全に関する重点施策の実施	P-4	
(2) 第18条	輸送の安全に関する情報の共有及び伝達	P-5	
(3) 第19条	事故、災害等に関する報告連絡体制	P-5	
(4) 第20条	輸送の安全に関する教育及び研修	P-5	
(5) 第21条	輸送の安全に関する内部監査	P-5	
(6) 第22条	輸送の安全に関する業務の改善	P-6	
(7) 第23条	情報の公開	P-5	~ P-6
(8) 第24条	輸送の安全に関する記録の管理等	P-6	
5. 第5章	付 則		
(1) 第25条	制定日	P-6	
(2) 第26条	改定承認	P-6	

添付資料

安全管理体制図

安全管理規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第16条の規定に基づく輸送の安全を確保するための遵守事項及び、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の醸成を図り、輸送業務を安全、適正かつ円滑に遂行するための責任体制を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 用語の定義

本規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

1. 「運輸安全マネジメント」とは、経営トップ、統括安全管理者が表明し経営と一本化した全社的な安全の管理体制を整備し、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACT（改善）というPDCAサイクルを定め、全社で継続的にこのサイクルを実施することにより、輸送の安全性を段階的に向上させる取組みをいう。
2. 「経営トップ」とは、会社における最高位で指揮し管理する取締役をいう。
3. 「安全方針」とは、経営トップの強い意志の下、策定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び、方向性を示す基本的な方針をいう。
4. 「安全重点施策」とは、安全方針に沿って追求し、達成を目指すための輸送の安全に関する目標とその目標達成のための具体的な取組計画をいう。
5. 「統括安全管理者」とは、経営トップの取締役の中から選出され、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者をいう。
6. 「事業所統括安全管理者」とは、事業所組織内の輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者をいう。
7. 「運行管理者、整備管理者等」は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務を行う者をいう。
8. 「内部監査」とは、定められた計画、目標、業務ルールが適正に実施され、安全方針の実現に向けて進められているのかを社内確認することをいう。
9. 「本社安全推進委員会」とは、輸送の安全に関する基本方針、重点施策に係わる最終責任者である社長及び、安全管理業務を統括管理する安全統括管理者の下、経営トップから現場まで一丸となって輸送の安全性の維持、向上を図るための組織をいう。

第3条 適用範囲

本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第4条 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を醸成させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を目的とした運輸安全マネジメントに取り組む。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に経営トップに報告すると共に、社内に周知し情報の共有を図る。

第5条 輸送の安全に関する重点施策

1. 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用、支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
2. 子会社及びグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努める。
3. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為は行わない。更に下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全性の向上に協力するよう努める。

第6条 輸送の安全に関する目標

第4条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、年間の事故防止目標を策定するものとする。

第7条 輸送の安全に関する計画

前条に掲げる目標を達成するため、各支店、営業所の事故発生形態や傾向の把握に基づき、年間行動計画を策定すると共に、教育・訓練及び、社内外の講師等による安全講習会等を企画推進し、社員、乗務員の法令順守意識及び、運転・作業の知識・技術の向上に努める。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第8条 社長等の責務

1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等の必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、統括安全管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全の確保するための業務の実施及び管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第9条 社内組織

1. 次に掲げるものを選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業運営を適確に行う。
 - (1) 本社 統括安全管理者
副統括安全管理者
 - (2) 支店・営業所 事業所統括安全管理者（支店長・営業所長）
運行管理者
整備管理者
安全推進指導員
 - (3) その他必要な責任者
2. 支店長及び、営業所長は、統括安全管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し支店及び、営業所を統括し指導監督を行う。
3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、統括安全管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図に定める通りとする。
4. 各事業所毎に安全管理組織図を定め、事業所内に掲示し周知する。

第10条 統括安全管理者等の選任及び解任

1. 統括安全管理者は、貨物自動車運送事業法第16条第2項第4号に規定する要件を満たす取締役の中から社長が任命する。
2. 事業所統括安全管理者は、支店長もしくは営業所長をもってあてる。
3. 運行管理者、整備管理者及び、安全推進指導員は、貨物自動車運送事業法第16条第2項第4号に規定する要件を満たす者の中から社長が任命する。
4. 統括安全管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、統括安全管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第11条 統括安全管理者の責務

統括安全管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

6. 経営トップ等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
8. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
9. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は、研修を行うこと。
10. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第12条 事業所統括安全管理者の責務

事業所統括安全管理者は、統括安全管理者の命を受け、支店、営業所内の輸送の安全の確保に関し、支店、営業所を統括し指導監督を行う。
また第11条各号に掲げる責務を有する。

第13条 運行管理者の責務

運行管理者は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、事業用車両の運転者の配車割及び、休憩・睡眠等の管理、更には運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等、事業用車両の運行の安全を確保するための責務を有する。

第14条 整備管理者の責務

貨物自動車運送事業において、車両の点検、車両の整備、車庫施設の点検・整備を主管し、車両の事故や公害を防止する責務を有する。

第15条 安全推進指導員の責務

安全な運転・作業に対する意識・技術向上に向けた教育・指導及び添乗運転指導等を通して運行の安全を確保するための責務を有する。

第16条 安全推進委員会の役割

1. 安全推進委員会は、社長以下、取締役、次長、課長をメンバーとして統括安全管理者が委員長、副統括安全管理者が副委員長となって運営し、輸送の安全に関する基本方針、安全重点施策及び、計画について審議・決定する。
また、統括安全管理者が、輸送の安全について社員の意見を聴取する必要があると判断した場合は、委員会において聴取する。
2. 全社安全推進会議（営業所会議）は、社長以下、取締役、部長、次長、課長及び、支店長、営業所長をメンバーとして統括安全管理者の下で必要に応じ開催し、輸送の安全に関する基本方針、安全重点施策及び、計画について各支店長、営業所長に徹底を図る。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第17条 輸送の安全に関する重点施策の実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第18条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

経営トップと現場や運行管理者と運転者等の双方向の意志疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

第19条 事故、災害等に関する報告連絡体制

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が統括安全管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 統括安全管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき国土交通大臣へ必要な報告又は、届出を行う。

第20条 輸送の安全に関する教育及び研修

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第21条 輸送の安全に関する内部監査

1. 統括安全管理者は、自ら又は統括安全管理者が指名するものを実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 統括安全管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第22条 輸送の安全に関する業務の改善

1. 統括安全管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は、必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

第23条 情報の公開

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、統括安全管理者に係る情報について経営トップに報告すると共に、必要に応じ社内に周知する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告する。

第24条 輸送の安全に関する記録の管理等

1. 本規程は、業務の実務に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

第5章 付 則

第25条 制定日

本規程は、2014年10月1日から施行する。

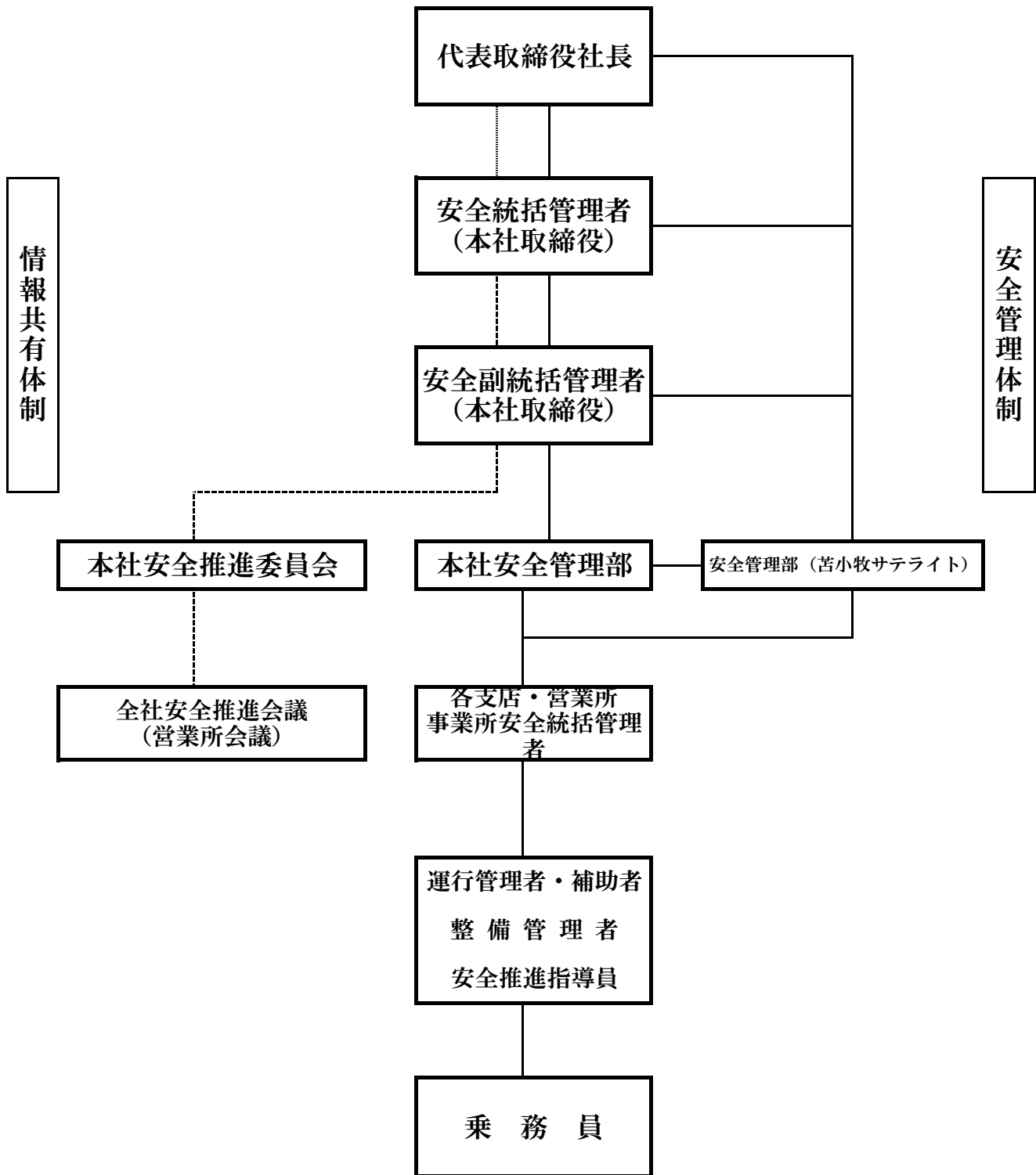
第26条 改定承認

本規程は、変更があった都度、安全管理室が起案し安全管理室、業務部の長、副統括安全管理者及び、統括安全管理者の点検・承認を得るものとする。

添付資料

安全管理体制図

ホッコウ物流(株)安全管理体制図



【備考】

1. 「安全管理体制」の系統は実線で表示
2. 「情報共有体制」の系統は点線で表示